

風水害等の「警報」発表時及び震度5強以上の地震発生時における 生徒の安全確保について

(1) 登校前に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表された場合

午前6時の段階で横浜市内(※神奈川県全域または東部)に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表継続中の場合は、生徒の安全確保のため、全市一斉に「臨時休業」となります。
なお、学校からメール配信はいたしません。

また、午前6時以降に警報が解除されても登校の必要はありません。

(2) 登校前に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合

午前6時の段階で横浜市内に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」が発表継続中の場合は、原則として休業にはなりません。登校時間の変更等の措置をとる場合は、学校からメール配信をいたします。

なお、ご家庭の判断により、登校時間を変更したり登校を控えたりする場合は、必ず学校にご連絡ください。その場合は遅刻・欠席になりません。

(3) 登校後に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表された場合

登校後に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表された場合は、生徒の安全に十分配慮して「授業時間の繰り上げ」等の措置を講じます。なお、「授業時間の繰り上げ」等を行う場合は学校からメール配信をいたします。

(4) 横浜市内で震度5強以上の地震が発生した場合

【登校前に発生した場合】

原則として地震発生の当日及び翌日は「臨時休業」となります。「臨時休業」となった場合は、本校の正門と裏門に「臨時休業」の掲示をします。なお、学校からメール配信はいたしません。

【登校後に発生した場合】

原則として「保護者」または「保護者が認めた保護者以外の引き取り者」が学校に引き取りに来るまで、生徒を学校でお預かりします。